

令和 7 年 8 月 4 日

外務大臣 岩屋 毅 様

埼玉県知事 大野 元裕

トルコ共和国との相互査証免除協定の一時停止等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県が抱える課題に関する下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 トルコ共和国との相互査証免除協定の一時停止について

(1) 現状・課題等

本県では、令和 6 年末現在、県民の約 28 人に 1 人が外国人となっており、「誰もが主役の多文化共生社会」の実現に向け、多文化共生の施策を着実に進めているところです。

そのような中で、日本人と外国人が共に安心して暮らすためには、適切な出入国在留管理により、外国人が適法に滞在することが前提となると考えております。

しかし、外国人の中には、相互査証免除協定に基づき入国し、正当な理由を認められない中、難民等申請を繰り返す外国人が滞在を継続し、犯罪行為を行う事例などにより住民に不安が広がっています。

法務省が公表したデータによると、令和 6 年の難民認定申請者のうち、過去に難民認定申請を行ったことがある申請者の国籍は、査証免除国であるトルコ共和国が最も多く、難民の認定をしない処分に対する審査請求で「理由なし」とされた者も同国が最も多い状況です。また、令和 6 年末に

おける出入国管理及び難民認定法違反により退去強制令書の発付を受けた後に仮放免されている者の国籍も同国が最も多く、同国人の数多く滞在する自治体にしわ寄せが及んでいます。

査証免除は、本来、短期間滞在の観光や家族の訪問などの目的で来日する人々の便宜を図り、人的交流を円滑に図るものとして国際交流に重要な役割を果たしているものです。この制度を利用した不法滞在や不適切な入国者への懸念が、国民の間で広がることは、日本国内での不安感を助長するだけでなく、相手国への不信感を招き、結果として友好関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 要望項目

トルコ共和国との相互査証免除協定について、現状を踏まえた慎重な検討を行い、必要に応じ一時停止措置を講じること。

(参考 令和7年6月関東地方知事会 令和8年度国の施策及び予算に関する提案・要望 7-4 適切な出入国在留管理の徹底より抜粋)

また、相互査証免除協定に基づき入国し、難民等認定申請を正当な理由なく繰り返す外国人が滞在を継続することによって地方自治体にしわ寄せが及んでいる事例も見られることから、必要に応じ相互査証免除協定の停止も検討すること。

2 パスポート発給申請におけるキャッシュレス化の推進

(1) 現状・課題等

本県の手数料については、令和5年度に県証紙を廃止し、約500の手数料にキャッシュレス決済を導入した。

また、令和6年度には、現金収納による手数料についても適用を拡大し、必要な全ての機関にキャッシュレス決済を導入したところである。

パスポート（旅券）発給申請手数料の納付は、県手数料と国手数料を同時に納付する必要があるが、発給申請を電子手続で行った場合の手数料は、キャッシュレス決済による納付が可能となっている。一方で、発給申請を書面手続で行った場合には、県手数料はキャッシュレス決済による納付、

国手数料は印紙による納付となっている。

そのため、パスポートの発給を書面で申請する県民にとっては、県が実施しているキャッシュレス手段とは別に、印紙を購入する際には現金で支払う必要があり、支払手段の相違から、分かりづらく利便性に課題があると考えている。

(2) 要望項目

パスポート（旅券）発給申請手数料については、書面手続の場合も印紙ではなくキャッシュレスで納付できるよう制度設計を行うこと。